
令和4年度第3回（通算39回）北区子ども・子育て会議 議事要旨

[開催日時] 令和4年12月20日（火）午後 6時30分～午後 9時07分

[開催場所] 北とぴあ15階ペガサスホール

[次第]

- 1 開会
- 2 子ども・子育て施策等に関する報告事項
 - (1) 北区子ども・子育て支援計画2020 進捗状況の報告
 - (2) 北区子どもの未来応援プラン 進捗状況の報告
 - (3) (仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画策定に関する報告等について
 - (4) 高校生等医療費助成事業の拡充について
 - (5) 新たな放課後子ども総合プランの推進について
 - (6) 東京都北区学童クラブの設置及び名称の変更について
 - (7) 令和5年4月期における区内保育施設の受け入れ可能数の変更等について
 - (8) 区立保育園における医療的ケア児受け入れについて
 - (9) 区立幼稚園の再編と認定こども園への移行について
 - (10) (仮称) 北区子ども条例子どもたちの意見聴取について
 - (11) (仮称) 北区子ども条例を構成する項目（案）
 - (12) 【非公開】北区子ども条例 子ども食堂における意見聴取について
- 3 その他
- 4 閉会

[出席者] 岩崎美智子 会長 石黒万里子副会長 大河原はるか委員
久保田 遼 委員 野上 智宏 委員 我妻 澄江 委員
小野澤哲男 委員 齊藤 厚子 委員 鹿田 昌宏 委員
鈴木 将雄 委員 田邊 茂 委員 森口 智志 委員
奥村 宏 委員 関口 泰正 委員 西澤 由香 委員
向中野勇司 委員

[配布資料]

資料 1-1	「北区子ども・子育て支援計画 2020」令和3年度実績報告 次世代育成支援行動計画（主な取組一覧）
資料 1-1 別紙	「北区子ども・子育て支援計画 2020」次世代育成支援行動計画（事業一覧）
資料 1-2	「北区子ども・子育て支援計画 2020」令和3年度実績報告 子ども・子育て支援事業計画
資料 2-1	北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）令和3年度実績報告
資料 2-2	子どもの貧困対策に関する指標の実績（令和3年度状況）
資料 3-1	「（仮称）北区子ども・子育て支援総合計画」策定に向けたニーズ調査回収率について（速報）
資料 3-2	「（仮称）北区子ども・子育て支援総合計画」の枠組み（素案）
資料 4	高校生等医療費助成事業の拡充について
資料 5	新たな放課後子ども総合プランの推進について
資料 6	東京都北区学童クラブの設置及び名称の変更について
資料 7	令和5年4月期における区内保育施設の受け入れ可能数の変更等について
資料 8	区立保育園における医療的ケア児受け入れについて
資料 9	区立幼稚園の再編と認定こども園への移行について
資料 10-1	（仮称）北区子ども条例 子どもたち等の意見聴取について
資料 10-2	（仮称）北区子ども条例を構成する項目（案）
資料 11	【非公開】北区子ども条例 子ども食堂における意見聴取について

[当日配布資料]

【差替え】 資料 2-1 (P.1～P.2 部分)	北区子どもの未来応援プラン(東京都北区子どもの貧困対策に関する計画)令和3年度実績報告
【差替え】 資料 2-2	子どもの貧困対策に関する指標の実績（令和3年度状況）
資料 12	令和4年12月20日開催 子ども・子育て会議の議事に対する意見書

【会長】

皆様、こんばんは。定刻になりましたので、令和4年度第3回、通算39回目の北区子ども・子育て会議を開始いたします。

初めに、本日は傍聴席を用意いたしました。皆様にもご承知おきいただければと思います。

さて、本日は皆様お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染状況が予断を許さない状況で、12月も下旬になり、これから年末年始ということになりますので大変お忙しいと思いますが、ご関係の皆様におかれましては、引き続き感染予防策を取りながらも、子どもたちや子育て家庭の支援が止まることのないよう、今後とも皆様のお力を合わせていただいで、取り組んでいただければと思います。

それでは事務局から、本日の出欠状況と資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

それではまず、本日の出欠確認からします。

本日、欠席のご連絡を1名の方からいただいでいまして、1名ご欠席と遅れてくる方が1名いらっしゃいます。現在15名の方にご出席いただいでいますので、定数の過半数を超えるということで、定足数を満たしていることをご報告します。

続きまして、本日席上に配付しました資料の確認をします。

クリップ留めの資料ですが、まず一番上に本日の次第。それから委員の名簿と裏には事務局の名簿をつけています。そして、本日の座席表です。

また、本日机上配付させていただいた、右上に資料2-1差替えと記載のあるもの、資料2-2差替えと記載のあるもの、そして資料1-2と右上に記載のあるもの、3種類を机上にて配付しています。

資料2-1については1ページ目に修正がございまして、P1とP2部分のみ差替えという形で付しています。P3以降は、事前に配付したものをご覧ください。

資料2-2についても、裏面に修正がございましたので、こちらを差替えということで配付をしています。

また、資料1-2については、本日の議題に関する意見書です。こちらは後ほど、報告事項の説明の中でご説明をいたしますので、よろしくお願いでいたします。

また、事前配布資料のほうにも漏れがないか、念のため確認します。

各資料、右上部分に資料1-1、そして資料1-1別紙、資料1-2までが北区子ども・子育て支援計画2020の実績報告に関する資料になります。

そして、資料2-1、資料2-2が北区子どもの未来応援プランの3年度実績報告に関する資料です。

資料3-1、そして資料3-2が（仮称）北区子ども・子育て支援総合計画に関する資料になります。

そして、資料4、高校生等医療費助成事業。資料5が新たな放課後子ども総合プランについて、資料6が東京都北区学童クラブに関する資料。そして資料7、令和5年4月期の

保育施設の受け入れ可能数、資料8、区立保育園の医療的ケア児受け入れ、資料9、区立幼稚園の再編と認定こども園への移行、そして資料10-1、10-2が（仮称）北区子ども条例に関する資料です。

そして、非公開資料として、資料11を事前配付しています。

足早で大変恐縮ですが、資料に不足のある方はいらっしゃいましたら、挙手のほうをいただければと思います。よろしいでしょうか。もし、いらっしゃいましたら後ほどでも構いませんので、挙手にてご連絡いただければと思います。

なお、ここで1点お願いがございまして、事前配付しました資料11ですが、こちらは非公開資料となります。お手数ですが、本日会議が終わりましたら回収をしたいと思っておりますので、委員の皆様はお帰りの際は資料11を机の上に残していただき、お持ち帰りはしないようお願いいたします。

本日子ども・子育て支援計画2020と北区子どもの未来応援プランの2冊の計画冊子をお持ちいただくようご案内しています。もし、お手元がない方がいらっしゃいましたら何冊か持ってきていますので、挙手いただければと思います。

事務局からは以上です。

【会長】

ありがとうございます。

次第の2ということになると思います。子ども・子育て施策等に関する報告事項、(1)北区子ども・子育て支援計画2020、進捗状況の報告、それから(2)北区子どもの未来応援プラン、進捗状況の報告、そして(3)(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画策定に関する報告等についての3件について、事務局からご報告をお願いいたします。

【事務局】

私もいろいろ悩んだのですが、(1)(2)(3)、非常にボリュームが大変多くなっています。 (1)(2)は今の計画の進捗状況で、(3)はこれからつくる計画の話で、若干議論が分かれるかなと思ひまして、まず(1)(2)のみを説明させていただくような形で一旦質疑等を受け付けるという形にしたいと思ひますがよろしいでしょうか。

では、まず(1)(2)のことで、説明します。

本日は議事事項がかなり多くありますので、全般的に事務局からの説明は、なるべく端的に行っていきたいと思ひていますので、もし分からない点がありましたら、それは質疑の中で対応してまいりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

北区子ども・子育て支援計画2020の実績報告ということで、この場では資料1-1、資料1-1の別紙、資料1-2。あわせまして、子ども・子育て支援計画の冊子のほうをできればお持ちいただくということで。

まず、事前にお配りしています資料1-1です。こちらに何が書かれているかといいますと、計画の冊子のほう、第4章75ページから103ページに次世代育成支援計画というのがあるのですが、その中で主な取組、それを一覧にして令和3年度の実績をまとめてございます。

その資料の中では、計画の最終年次になる令和6年度の目的と目標に対する令和3年度

末時点における進捗状況をA、B、C、D、Eで記しています。この進捗状況ですが、一つ例に取らしてください。

まず、資料1-1の1枚目の一番上、保育所待機児童解消というのがあるかと思えます。1-1のナンバー1。このように、これは従前から行ってきた数の積上げです。これが実績の進捗状況となっているものもあれば、資料を2枚おめくりいただけますでしょうか。

4ページ目の上から二つ目、2段目。1-3のナンバー2ということで、親育ちサポート事業というのがあるかと思えますが、こちらは1年間の取組の実績、1年間でどれだけやるかといったような、いわゆる単年度の実績が進捗状況となるような事業もあります。積上げだったり、その単年度の実績であったりといったようなことでの進捗、いろいろありますがそういったことをご理解をいただければと思います。

行ったり来たりですみません。資料1枚目にお戻りください。

1-1の1、保育所待機児童解消とその下、1-1の2、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の令和6年度目標に対する進捗状況ですが、まず、一番最初の保育所定員については、令和6年度の目的というのが9,739人に対しまして、令和4年度の実績、9,803人で実績を上回っていますので、こちら進捗Bとなっていますが、Aに直していただければと思います。申し訳ありません。

同様に学童クラブについても、この目標、令和6年度に3,565人に対しまして、今現在3,475人ありますので、進捗としてはまだ100%に達していませんが、10%はゆうに超えているといったような状況ですので、進捗状況をBに修正をお願いいたします。

全般的な傾向ですが、単年度の実績ですね。先ほど例に挙げた、親育ちサポート事業のように講座を開くとか、そういった取組があります。そういった事業については、やはりコロナ禍の影響がありまして、なかなか事業が実施できず、いわゆるE、目標に対して50%未満となっているような、そんな事業があり、全般的な傾向かなと思っています。

また、次です。資料1-1の別紙というのがあるかと思えます。かなり1-1に比べて厚めの資料になっていますが、こちらはこの計画の冊子の巻末に資料編がございまして、135ページ以降に次世代育成支援事業計画の全事業が乗ってございまして、それらについての令和3年度の実績を表したものです。

続きまして、資料1-2に進みたいと思います。

こちらは、北区子ども・子育て支援計画2020の中で計画、この冊子、第5章109ページ以降に掲載されてございます子ども・子育て支援計画に位置づけられた事業の実績をまとめたものです。この支援事業計画というのは、国が指定する事業というのがございまして、計画では量の見込みと提供体制の確保等を記載してございまして、併せて今回の資料では令和3年度末までの実績値を記載してございます。

以上、資料についての説明でした。中身の詳しい説明については、時間の関係で割愛します。

次です。資料の2のほうに入ります。

こちらについては、子どもの未来応援プランです。

行ったり来たりで大変恐縮ですが、子どもの未来応援プランの冊子は皆さん、お持ちでしょうか。こちらの冊子にまとめられた計画に関する進捗の状況を資料にまとめたものが、

資料 2-1 になってございます。

資料の 2-1 ですが、冊子の巻末の資料 7 2 ページ以降に、主な取組事業一覧があるんですけど、この事業一覧に沿った形で、令和 3 年度の実績等をまとめたものとなっております。

この未来応援プランですが、先ほどの子ども・子育て支援計画のように年度を区切って、目標を定め、達成するといった性質の計画にはなってございません。事業を着実に進めていくことで、子どもの貧困対策をしっかりと進めていくという目的の計画になってございまして、特段何年度に目標値が幾らでといったようなものはございません。資料の一番右の欄には、令和 3 年度の実績というのを示しているものです。

次に資料の 2-2 というのがございます。こちらは子どもの貧困対策に関する指標の実績、これも令和 3 年度の実績ということで、計画冊子のほうでは 50 ページから 52 ページにかけて記載をしておりますが、北区ではこの未来応援プランを進めていく中で、どれくらい状況が改善しているかなどを把握するために、17 の指標を用意しております。この 17 の指標について、過去から現時点にかけて、直近にかけてどのように推移しているかといったようなことでの表をまとめてございます。

全体の傾向といたしまして 11 番にある 1 ページ目の一番下ですが、不登校者数などを除きまして数値としては随分改善傾向にある指標が多いのではと分析しています。

あと、No. 17 の事業については、事前送付資料で別紙をつけ損ねていまして、本日席上配付したほうの資料にこの 17 の実績については記載しております。もし、個別の内容等について、何かご意見、ご質問等あればお答えいたします。

【会長】

ありがとうございました。

資料がたくさんありますが、いかがでしょうか。資料で言いますと資料 1 と資料 2 ですね。何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

【委員】

資料 1-1 の 19 ページ、4-4 の 1 の令和 3 年度実績のところ、この事業について令和 6 年度目標に対する進捗状況 60% となっておりますが、これは定員が少ないということですか。それとも、コロナでお休みしたのでこういう数字になったということなのか、どちらでしょうか。それともほかの理由とか。

【事務局】

確かにコロナの影響もあろうかと思いますが、もっと多くの人たちにいろいろ、取組を提供していきたいと思っはいるのですが、事業実績の数としてはそれなりに伸びてきているのかなという実感もあります。必要としている人みんながしっかりと学習に向けて、手を挙げて参加してくれている状況にはまだないという状況があるのかなというふうに捉えていまして、引き続き私たちとしてはやっぱりたくさんの人に、もっと手を挙げて受けてもらえるよう推進したいといった思いです。

【委員】

ありがとうございます。

小学生向けの学習支援教室は、今年9か所になったと聞いていますがやはり定員があつて、なかなか希望する方全てを受け入れることができないように伺っていますが、これからさらに定員を増やしていくということになるのでしょうか。

【事務局】

すみません。小学生の所管がおりませんで、この状況については把握しておりません。後ほど状況を確認して、皆様にご連絡したいと思います。申し訳ございません。

【委員】

それからその下の4-4の2ですが、中学3年生のお子さんの状況のご相談に乗っているのですが、年間20万円ほどしか補助がなくて、「みらいきた」に週1回、近所の補習塾に通うにしても、1か月1科目だけで1万8,000円、2科目だと3万6,000円で、例えば冬季講習だと3万円はするし、プラステキスト代も別にかかるということで、全くお金が足らなくてなかなか学習できないというお話を伺っているのですが、何を基準に金額が決められていて、最近の相場というのはご存じなのかなと不思議に思うので、ここで聞くのもどうかと思いますが教えていただければと思います。

【事務局】

こちらについても、細かい話し、所管の担当がおりませんので、(1)のほうと関連する事項ですので、併せて回答をさせていただきたいと思います。

【委員】

それでは、今度は資料2-1で10ページを開いていただいて、一番下の区有施設等を活用した学習の場や居場所づくりとなっていて、事業内容を読むとこれは中学生対象の「みらいきた」の説明かなと思って読んでみると、一番右側の令和3年度事業実績を見ると子ども食堂と書いてあって、意味が分からないのですが。それで事業内容に小中学生と書いてありますが、小学生のほうはその上の所管別No. 58のところに書いてあるので、これは最初に小中学生向けの学習支援教室2016年スタートで何年かやっていましたが、それと混同された記載なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

地域の子ども食堂さん等子どもたちへの支援を行っている団体さんについては、地域のいわゆる養育困難なご家庭のお子さま等に対して、学習支援も提供されている団体さんもあれば、食事だったり居場所の提供だったりといったようなことでの、両方の側面を持ってご活動いただいているように私ども考えていまして、それをこの計画に照らし合わせて、分けてしまっているところがあるかなと思っていました。その辺りを分けてしまっていることで、分かりにくいところがあるのかなという思いもあるのですが、いただいたご指摘を踏まえて、また考えたいと思います。

【委員】

同じ冊子で12ページの一番上ですが、これは子どもの学習支援や子ども食堂などの居場所づくりというふうに書いてあるので、子ども食堂のことかと思いますが、子ども食堂にこれは令和4年度ですけど学習支援の上乗せの補助がついたりしているけれど、基本子ども食堂で学習支援をちょっとするよという程度ですので、これは学習支援より子ども食堂を前に持ってきたほうが事業実績に近いのではないかと、読んでいて思いました。

【事務局】

事業実績の記載についてですね。いただいたご意見を踏まえて、また確認をしたいと思っています。

【会長】

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

【委員】

資料1-1ですが、過去の議事録を見たところ、去年も私はコメントをしていました。中間ラップの評価が分からないということを前回お伝えしまして、次回以降検討しますというものでした。今回の資料を見ても、最終的な数値が分母で、現在の実績を分子としているので、当年度がどの程度頑張っているかが分からないです。同じ質問をまた1年越しでさせていただくことになるのですが、ここはどう評価されているか教えてください。

【事務局】

私もこの資料を作る際に委員からご提案をいただいて、そういうふうに見直しを検討するお話をさせていただいた記録を読んでいまして、本当にその改善がされなかったのは大変申し訳なかったなという思いはあります。

恐らくラップ刻みにしたほうがいいものというのは、幾つかの事業だけだと思っています。前年ご指摘を受けてしまった件の改善が本当に2年がかりになってしまい恐縮に存じます。例えば保育所の待機児童というのは、ひょっとしたらラップ刻みで、つまり保育施設の受入れというのを目標に対して、現状例えばスタート当初が9,500あって、年間100ずつ行けば1万いくよねみたいな、そんな感じで、じゃあ100ずつのラップに対してどうだったんだみたいな、そういったようなものが分かれば恐らくいい事業というのが幾つかあるのかなといったようなことで、宿題は把握しておりました。ただ、それに対する対応が準備できていなかったというのは、大変申し訳ございませんでした。

【委員】

分かりました。

責めているわけじゃなくて、これも全く前回と同じく意見になってしまっていますが、せっかく頑張っていたのに、僕らはこれを見て、令和3年頑張っていただけでしたねという評価のしようがないです。頑張っていたかと思うのですが、評価がEと

かとなると何もやっていないように見えてしまうのが、非常に惜しいなと思っています。1年前と同じことをいうのも本意ではないのですが、非常にもったいないので、その辺りの表記の仕方とか見せ方というのは工夫いただいたほうがいいと思っています。

【事務局】

ありがとうございます。

Eのものというのは、基本的にどうかというと単年度処遇のものが多いのかなと思っ
ていまして、ただ、1年間で100回やろうといったものに対して、30、50、70と上
がっていったら、例えば100というのもあながち遠くない目標と言えるのかなと。
けど30、30、30と推移していったとすれば、目標に向けた改善工夫・努力も必要に
なるといった評価もできるのかなと思いますので、資料をコンパクトにしたいという私たち
の思いもありつつ、数値があるものについては、また検討をさせてください。

【会長】

ありがとうございました。正当な評価をしたいという非常に建設的なご意見でした。
ほかにいかがでしょうか。

【委員】

資料2-1の一番下のところに児童館の子どもセンターへの移行の推進とあります。所
管課から軽く伺ってはおりますが、改めてここで教えていただきたいのは、乳幼児に合わ
せた活動プログラムの移行ということで、私どもの地域の中ではかなり乳幼児の活動を活
発に、移行に向けてやっています。その中で当初計画より、若干伸びているというふうに
伺っていますが、本格的に最終的な移行の時期は、現時点ではどのようにお考えなのでし
ょうか。

【事務局】

ただいまご質問いただきました子どもセンターへの移行についてです。この後の議題の
中で、放課後事業についてはご報告しますが、この子どもセンター化についても併せて役
所の中で内部検討を進めて来ていたところ です。

結論を申しますと、具体的な移行の時期というのは未定です。今、北区の基本構想、それ
からそれにつながってきます基本計画ですとか、改定の作業に入っているところですので、
その中で具体的な子どもセンターへの移行については丁寧に検討していく、そのような現在
位置づけとなっております。

ただ、これまで検討してきている中では、やはりこの後ご報告します放課後事業とい
うのが基本的には各学校、小学生の中で放課後子ども総合プランというのを順次導入してい
ますので、小学生の基本的な居場所は小学生に移った、要は地域にございます児童館、子
どもセンターについては、乳幼児親子の活動が休止になってきている中で、児童館・子
どもセンター、名称にとらわれずに乳幼児の親子に対する支援や、相談事業、そういったも
のは充実していこうということで、これはずっと検討していまして、センターから名称が
変わる、そういったものにとらわれずに、できるものは来年度からやっていこう、例えば

相談事業をもうちょっとやりやすくなるようにSNSの活用ですとか、できる部分は進めていく、名称については丁寧に検討していく、そのような状況です。

【委員】

ありがとうございました。了解しました。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、(3)になりますでしょうか。お願いいたします。

【事務局】

資料3に進みます。

こちらでは、(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画のこれからつくる部分に関するお話を(3)ではさせていただこうと思っています。

まずは1枚目、資料3-1、ニーズ数調査の回収率についてございます。

全体として、前回の調査に比べて同程度の調査数ができたと思っています。今回は速報値ということでお示ししていますが、今聞いているところではこの4-1、いわゆるひとり親の世帯のところでは若干精査が必要な状況で、有効回収数ですとか回収率が下回る見込みですが、それでも前回の率をこのくくりに関しては上回る見込みです。

委員の皆様には、調査票を本当に事細かにご確認いただき、様々ご意見いただきました。そのおかげで回答者の方から、ほとんど混乱がないような形でスムーズに回答できたのかなというふうに考えてございます。こちら区のほうにもほとんど問合せとか、そういった分からないとか、そういった声が寄せられなかったのかなと思っています。改めて感謝申し上げます。次回の子ども・子育て会議では調査結果を取りまとめ、ご報告ができたらと考えてございます。

次に、裏面のスケジュール、検討のスケジュールについてですが、従前より子ども・子育て支援計画の改定期におきましては専門部会を設け、答申案をいろいろ検討いただくために、通常年よりもこの会議の回数を多くもつ形としてございます。委員の皆様には、ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、ぜひそういった心構えのほど、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

A3判の資料3-2に進みます。

(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画の中身についてです。

前回4年前にも現行の子ども・子育て支援総合計画を策定する際、いわゆる子ども・子育て会議での検討体制を整えるため、この時期に枠組みですとか基本的な考え方、構成の素案をお示ししてしまひて、今回も同じような形で資料を作成してございます。

今回の議題については、皆様から様々ご意見をいただきたいことが幾つかございます。大変恐縮ですが、本日、配付した資料の中の最後、資料12ということで、意見書を綴じました。それを脇に置きながら、説明をお聞きいただけるとありがたいです。全体的に、これどうでしょうとお伺ひしたいことと、選択肢が二つあって、どちらがいいでしょうかとといったようなものを、3点伺ひたいと思ひているところがございます。そんなことを意

識しながら、私の説明をお聞きいただければありがたいです。

A 3の資料に戻ります。

まず、1枚目の計画の位置づけといったところですが、これは基本、現行のものと、現行の冊子の中では6ページに記載がありますが、北区の基本構想ですとか、基本計画ですとか、教育・子ども大綱、こういったもののそういった計画の位置づけは基本、今とほとんど変わりませんので、こちらについてはほぼそのまま、区の様々な計画との関係性、ここについては基本変更を行っていません。なお、計画の期間ですが、令和6年から令和10年までの5年間で考えていくことだけご理解ください。

次に、裏面に進めます。基本的な考え方についてです。

もし現行との比較でしたら、冊子の65ページをお開きいただいて、見比べながらご覧いただくとありがたいです。

まず、基本理念です。

現行の基本理念は、「子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち」ですが、かなり以前から用いられていたフレーズになります。区では、今回、上位計画である基本構造が、かなり久しぶりに改定となることですから、この子ども・子育て総合計画のほうも併せて修正をしたらといったような考えがあります。

現時点の案ですが、基本構想の中間のまとめが出ていまして、その中で「世代を超えて互いに成長し、自分らしく輝き、健やかにくらせるまち」といった基本目標があります。基本構想ですから、子どもだけではなく、様々な階層の区民を対象としているので、「世代を越えて」といったような言い方をしていますが、「子ども・子育て総合計画」におきましては、子どもが主役になりますので、子ども主役に改めた表現、それを考えました。

次に、基本的な視点と基本方針として、まず、(1)基本的な視点ですが、これまでも子どもの権利に関する条約でうたっている四つの柱、これを考えの根底としていたので、大きな変更はありません。ただし、現行の計画は、「子どもの人権の尊重」といった言い方としています。私ども、今年度に入りまして、(仮称)北区子ども条例の検討を進める中で、「子どもの人権」というよりも「子どもの権利」という言い方をよく耳にし、そんな機会が多いのかなと感じていまして、「人権の尊重」というよりは、「権利の保障」といったような言葉に改めてはどうかといった考えで修正を加えています。

次に、基本方針です。

現行の計画では、上から三つとしています。「子どもの成長への支援」、「全ての子育て家庭の支援」、「まちぐるみでの子育て支援」、この三つの柱、三つの基本方針をうたっているところですが、これまでの2番目の方針の中に、2番目の「全ての子育て世帯への支援」に、説明が前後して、すみません。要は、「未来応援プラン」が「子ども・子育て計画」に加わるので、その要素を一つ、これまでは「全ての子育て家庭の支援」の項目の中に入っていた「貧困の連鎖解消のための支援」を一つの柱として位置づけたらどうかといったことで、変更案を考えたところです。

なお、丸印のところの解説ですが、従前の計画にうたわれた言い方と、先ほども申し上げました基本構想中間のまとめでうたわれている表現を加える形で、若干の修正を行っています。

次に、計画の構成についてです。

次のページへお進みください。

現行の計画の章立てに対して、まず一つ、「子ども・子育て支援計画」に「未来応援プラン」が加わることで、構成においてはやはり検討が必須かなと考えます。

まず、一つの案ですが、提案①と書いてあるほうです。「未来応援プラン」を第5章に主に位置づけ独立させる形で、貧困対策というよりは未来応援といったような言葉を用いたほうがいいのかなど思っているところですが、そのような形で加えるのが、提案の1です。

もう一方の提案②ですが、未来応援プランに位置づく事業については、基本的に次世代育成支援行動計画にも位置づけられていることから、4章の中に含めてはどうかといったようなのが、提案の②です。

区としてはどちらもメリット、デメリットがあるのかなと思っていますが、提案②ですと、計画をコンパクトにはまとめることができると考えられる一方で、未来応援は力強く推進する計画としては、分かりにくい、伝えにくい、ということも懸念されるといったことになりまして、区内での議論では、若干、提案①が優勢かなといったような状況です。

この構成については、子ども・子育て会議内に設ける部会の在り方についても、影響を与えるものと考えていまして、ぜひ皆様に意見を伺いたいと考えています。

次、また構成について、もう一点皆様にご意見を伺いたい点があります。現行の計画では、第2章に位置づけています「子ども・子育てを取り巻く現状と課題」という章がありますが、そのうち、子ども・子育てを取り巻く状況について、これまでどおり第2章に位置づけるのか、それともこの章、データ資料的な要素が強いので、資料編にまとめて記述したほうが見やすいのかといった選択についてです。提案①では、資料編にまとめたときの構成案、提案②では現行と同じ構成案としてあります。提案①、②の中で例示していますが、「未来応援プラン」の位置づけとは個別の検討事項と捉えてください。これは単に読みやすさとか、認識のされやすさとか、そういったことについて、皆さんの率直な意見をいただけたらありがたいです。

次に、意見書をご覧ください。

意見書の裏面のほうで（3）というのがあるかと思えます。本日、机上配付した資料12の質問1の中の（3）です。「検討のための部会の構成」です。子ども・子育て会議、子育てに広く携わる皆さんにお声がけして、どなたも欠くことのできない大切なメンバーと考えていますが、子ども・子育て計画、従前より検討いただく中で部会を設けて、少人数の中で、参加された皆さんがより活発なご意見をいただくことも必要ではないかといったこともあり、通常、二つの部会を設けて、委員の皆様、どちらかの部会に入っていたくような形でのご議論をいただいています。

従前は、「次世代育成支援行動計画」と部会Bの「子ども・子育て支援事業計画」、その二つの部会をつくっていたというのが従前のやり方です。ただ、この「子ども・子育て支援事業計画」のうち、大きな柱であった「待機児童解消」という部分が大幅達成されてきていますので、検討のウエートとしては若干軽くなってくるのかなという思いもありまして、そうした場合、今回の総合計画におきましては、「子ども・子育て支援計画」の部会と、あと「未来応援」の部会といったような二つの構成にするのも、ひょっとしたらいいんじゃないかなと考えています。これは、章立ての案のほうで、「未来応援」に関するものを一つ章立てする場合には、提案②が生きてくるのかなと、そんなこともいろいろ考えている

ところですが、こういった在り方等について、皆様のご意見を伺えればというのが、こちらからの相談です。

【会長】

ありがとうございました。資料3を使ってご説明をいただきましたが、後ほど意見書のほうも提出があるようですが、ひとまず、委員の皆様からご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

ただいまのご説明に対して、ご確認いただきたいところなどもあるかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

意見書の取扱いについてだけ若干、説明をさせていただきます。

こういった場で、この文言こうしたほうがいいのか、それについて、いろいろやり取りするのは、なかなか難しいと思ひまして、意見書を作成したところです。こちら書式については、会議終了後に皆さんにメール送信して、これを用いて、いろいろ様々ご意見を伺いたいと思っています。意見を取りまとめた上で、会長、必要に応じて副会長ともいろいろご相談させていただきながら、次回、意見を踏まえてこんな感じで修正しましたみたいなものが出せたらいいのかなと思っています。

【会長】

この意見書は、締切りが26日（月）となっています。来週の月曜日です。

【事務局】

もうちょっと長いほうがいいですか。

【会長】

委員の皆様、いかがかなと思ひまして、大事なこともいろいろ入っていて、スケジュールの点から26日でないとということですかね。

【事務局】

成人の日ぐらいで。成人の日はもっと遠いか。

1月の1週目どこかぐらいで、では、その一桁の日どこかで。

【会長】

1月の1週目となりそうということでもよろしいでしょうか。

【事務局】

そうですね。1月の何日かぐらいで、すみませんが。

【会長】

締切りはそういうことですが、皆様、いかがでしょうか。ただいまのご説明、資料3を使ってのご説明ですが、これから考えたい点もあろうかと思いますが、現時点でのご質問等、いかがでしょうか。

【事務局】

事務局から説明をしましたとおり、まず、左側の基本理念のところ、「すべての区民が子どもの育ちを支援することで、子どもたちが自分らしく輝き健やかに成長できるまち」という理念ですが、ここずっと変えていなかったものを基本構想、基本計画が変わってくるというところでそれに合わせる。また、子どもの育ちを支援することで、子ども自身が自分らしく輝けるようなところを気持的にお示ししたような理念になっていまして、事務局で検討して、それを庁内の検討会の中で少し修正をして、このように出していますので、どうかというところ、区民の方の目線、それぞれの専門の方の目線でどうかなというところを、この意見書の中で教えていただければありがたいなと思っています。

それから、部会の構成ですとか、資料の構成とか、なかなか行政のことで、お答えしづらいところもあると思いますが、率直なところで分かりやすさという面で、後ほどでも結構ですので、教えてくだされば大変ありがたいという意味で、皆様方にお話をしています。

【会長】

ご説明ありがとうございました。

はい。どうぞ。

【委員】

今、事務局からご説明があった基本理念ですが、この言葉とこの言葉は出したいということをはっきりしていただければ、そのほかの言葉との組合せとか、表現等を考えたいんですが、それを教えてください。はっきり。

【事務局】

事務局の中でも、若干いろいろ考え方あろうかと思いますが、私は、「子どもたちが自分らしく輝き」というところ、ここは入れていきたいなというふうに思います。それから、この計画の上位計画、国の計画のほうが、子どもの育ちを支援するということですので、支援という言葉を入れていきたいと、これはあの私の印象ですが、事務局はどうですか。

【事務局】

私は違って、どう違うかという、例えば、同じような意味を持っていても違う表現、同じ意味だけど、より子どもには受け入れられるよねということも、ひょっとしたらあるかもしれないなという思いがあります。上位計画である基本構想の主旨については尊重しつつも、それでも趣旨を損なわない異なる表現を否定する必要はないようにも感じています。

【委員】

その基本構想の中で、ここはという、ここに基本構想が書いていないので分からないのですが。

【事務局】

まず、基本構想の中間のまとめについては、案内のページがホームページなどに出ていますので、それをお送りしたいと思います。あと、巻紙みたいなところが資料にあるのですが、その基本理念の下のところに、「世代を越えて互い成長し、自分らしく輝き、健やかにくらせるまち」というのがあって、正直、そこからインスパイアというか、その辺の趣旨を踏まえたような形での案文なので、そういった趣旨が反映されるような表現であれば、私はある程度、その言葉というのは自由に選んでいただいてもいいのかなという思いもあります。

【委員】

分かりました。では、「輝き」とか「健やかに」は、そこから来ているということですね。ありがとうございます。

【会長】

ほかに、ご質問、ご意見等はありませんか。よろしいですか。

後ほど、また締切りについて、もう一度確認をしますが、それでは皆様、資料をご覧ください、意見書にご意見をお寄せいただければと思います。

それでは、次に移りたいと思います。(4) 高校生等医療費助成事業の拡充について、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

では、こちらについては子ども未来課のほうから説明します。高校生等医療費助成事業の拡充についてです。

まず、要旨ですが、新聞報道などでもいろいろあったなとご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、東京都が最初に、所得制限と自己負担を設けた上で、令和5年度から高校生についても医療費を助成、医療費を無償とするような形を考えようと提案があったのですが、東京都の提案が唐突だったということもありまして、特別区と東京都の協議が若干難航したといったような状況があります。ただ、基本的には合意に至りまして、次年度から高校生等の医療費助成をやることになりました。

今現在北区では、高校生については入院費についてのみ、保険の対象となるような入院費のみですが、それについて助成を行ってしまして、次年度からは、東京都のほうの補助を活用いたしまして、通院医療費についても拡充するといったような取組です。

東京都のほうでは、所得制限もありますし、また、1回200円の自己負担もあるんですが、これは特別区全体で協議しまして、特別区においては200円の自己負担を求めないと。所得制限について、960万円という上限も設けず、収入にかかわらず助成の対象とするという方針を出しているところです。資料にお示しのとおり、今現在準備を進めています。12月15日に新たな医療証で丸青（まるあお）というのがつきます。青少年も

しくは青年の「青」といったようなことで、丸青です。高校生の「高」にすると高齢者の「高」と混沌されるみたいなので、丸青の医療証が対象のご家庭には今届いていて、4月以降使えるようになるといったようなことです。

【会長】

ありがとうございました。ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次に行きたいと思います。(5) 新たな放課後子ども総合プランの推進について、それから(6) 東京都北区学童クラブの設置及び名称の変更について、この2件について、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、2件、一括して説明します。

まずは、資料5をお手元にご用意をお願いいたします。新たな放課後子ども総合プランの推進についてです。

項番1の要旨については、後ほど資料を基に説明しますので、先に項番2(1)経緯のところをご覧ください。

学童クラブとそれから、放課後子ども教室から成る放課後子ども総合プランは、小学校内を基本的な活動場所としています。平成24年度の東十条小学校を皮切りに、順次導入を進め、昨年9月に小学校34校全校への導入がようやく完了したところです。そのタイミングに併せまして、将来に向けて必要な見直しを行うため、内部での検討作業を進めていまして、このたび、その取組の一定の方針をまとめましたので、ご報告するものです。

資料を1枚おめくりいただきまして、別紙1、A3判の緑がかった資料です。まず、上段のところ背景、課題です。

一つ目の丸印、二つの事業を一体的に実施いたします総合プランですが、学校ごとに差はありますが、いまだやはり現場では、「学童さんは」ですとか、「広場さんは」といった制度、それから意識、そういったところの壁もありまして、さらなる連携を進めていく必要性というのを感じているところです。

また、二つ目の丸印のところ、年少人口及び学童クラブ利用ニーズの増加による学童待機が生じない仕組みの構築が求められていまして、改めてこの事業の目的を、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動ができる仕組みを構築して、一体的な運営をさらに推進していくとともに、学童待機の解消を図るとしてしています。それに向けましては、資料中段に大きく3点の取組方針をまとめたところです。

まず、一つ目の柱、学童クラブと放課後子ども教室のさらなる一体的運営の推進に向けて、こちらの枠囲みの中の三つ目の丸が特徴的なところですが、活動プログラムの企画段階から両事業の従事者が連携することを打ち出しまして、児童が様々な遊び、学び、体験ができる運営をさらに推進してまいりたいと考えています。

その上で左下です。学校施設を徹底活用した放課後活動エリアの確保についてです。

一つ目のポチのところにあります。これまで専用室を前提とした整備に加えまして、

放課後の時間帯に学校教育目的で使用していない特別活動教室等を共用利用という形で積極的に活用して、児童の活動エリアの確保に努めてまいりたいということです。

それから、その右側です。放課後子ども総合プランの充実について、一つ目の丸印、学童クラブの利用要件に満たない短時間就労家庭や、4年生から6年生までの利用ニーズ、また、さらには記載はありませんが、新1年生と3年生とでは保護者が求める内容が異なるなど、様々なニーズに応える仕組みという構築を目指したいと思っています。

二つ目の丸印ですが、今回、どちらかに制限を加える見直しを行うのではなく、両事業ともに児童・保護者の安全・安心と魅力・利便性を向上させる方向での見直しを図ってまいりたいと考えまして、特に右側の部分です。放課後子ども教室、一つ目の矢印のところ、新1年生の春の対応です。現行制度といたしましては、入学式後の登下校指導が終わった後の5月の連休前後から新1年生対応を開始しているところですが、保護者の就労状況によっては、この春の課題というのがネックとなりまして、学童クラブしか選べないとの保護者の声に応えるため、育成が必要な児童については、学童に準じて、新たに対応することとしたいと考えています。

また、二つ目の矢印のところ、制度の部分です。

早朝、夕方について、こちらも先ほどの考えと同様です。放課後子ども教室の開設時間帯は、朝の9時から夕方5時まで。冬場におきましては、午後4時30分までとなっていて、それでは保護者の出社ですとか、帰宅時間が合わず、時間延長を望むという声もあります。そういった時間帯のミスマッチを解消いたしまして、放課後子ども教室が選択肢の一つとなるよう、児童の受入時間帯を拡充させる方向で見直しを図ることとしたい、そのように考えています。

恐れ入ります。裏面をご覧ください。先ほど説明した部分です。

こちらの表の左側が見直し案で、見直す内容を赤字で記載しています。この表の下段のところは、一日の流れを時間帯ごとに表示していますが、現行の放課後子ども教室の時間帯、早朝、夕方に、緑色で示した帯のところ。こちら育成が必要な児童に対して、新たに学童に準じた対応を図ることといたします。なお、この時間帯ですが、学童クラブにおいても、児童数がまだ少ない時間帯、また、夕方は帰り始めている時間帯ということもありまして、実際の運営に当たりましては、両事業連携して同じ場所で、学校の中で行っているという強みを生かしまして、学童クラブの児童と一緒に育成を行うということと、この延長部分の対応については、学童に準じた対応ですので、一定の自己負担額を設定することを想定しています。

恐れ入ります。最初の資料のところにお戻りいただきまして、3の今後の予定です。

順次、今後ですが、放課後事業に関係の皆様方へ説明していくとともに、今回、方針として打ち出した内容、こちらの運営レベルでの検討をさらに深めながら、移行準備、それから職員研修を進めて、その上で令和6年、1年少し先です。令和6年4月から、この新たな放課後子ども総合プランへの移行を確実に、進めてまいりたいと考えています。

あわせまして、資料の6です。

また、その中でも今回、見直しの中で出てきました待機児童解消といったところでのま、来春に向けての対応です。資料6、学童クラブの設置及び名称の変更について、1の要旨です。令和5年4月における学童クラブ待機児童を発生させないよう、新設及び定員

変更を行いまして、355名の定員増を図るものです。

2の現在までの学童クラブの待機児童の状況は、お示しのとおりです。

3の令和5年4月期に向けた対応ですが、こちら裏面をお願いいたします。

学校ごとに表の左側に現在の状況、右側に来年度以降の対応を対比で記載しています。まず、こちらの表のうちですが、五つの学校、申し上げますと王子、それから王子第一、王子第五、なでしこ、それから浮間地区の二つを飛び越しまして滝野川第二、以上5校については、学校校舎内で放課後の時間帯に活用していない部屋を、新たに学童クラブとして、共用で新設を図っていくというものです。

次に、飛ばしました浮間、それから西浮間についてです。

こちらの対応といたしましては、現在の学童クラブ室に接しますスペース、こちらを新たに学童クラブの活動エリアとして転用・拡大を図りまして、定員を増やすというものです。

それから、表の最後になります西ケ原小、それから田端小です。

こちら、放課後事業の活動場所は学校施設内を基本という考えでやっているところですが、この2校については、学校内における確保が非常に困難なため、近隣で確保するという考えに立ったものです。

西ケ原小学校については、こちら記載にございますが、近隣の西ケ原南保育園にある多目的室、ちょうどこちらの場所は保育園児ですとか、園の職員が使用する玄関とは別に、別個で出入りが可能な部屋となっていて、また、動線も交わらないつくり、そういったことから当面の暫定対応といたしまして、こちらの保育園内の部屋を活用することとしています。

また、田端小学校については、以前こちらの子ども・子育て会議にもご説明しましたとおり、来年の秋には近隣にあります旧田端高齢者在宅サービスセンターの跡地へ、田端児童館そのものが移転を控えています。今、現在ある児童館の場所に、学校内の学童クラブを同じく来年12月に移転する計画でございましたが、その移転に先行いたしまして、足りない分、一つ分の学童を来春から児童館内に先行して増設するという対応を図ることといたします。こちらで、来春の待機児童を出さないという決意の下、対応したところです。

以上が、学童クラブの定員増の概要となります。

【会長】

ご説明、ありがとうございます。ただいまのご説明、資料5と資料6ですが、ご質問、ご意見等ありますか。

【委員】

先ほど、事務局からご説明いただいた平成24年のスタート、私どもでやりました。この学校も手が挙がらない、そういう中で、いろいろご担当の部署からご相談をいただいてスタートしました。その後、児童館長会の代表で協力しながら進めてまいりました。ここまで来るには非常にハードルが高いことが何回もありましたので、今、ご説明いただいたことについても、これから一つ一つご相談をしながら、乗り越えていかないといけないハードルが実際あると思っていて、全面的に協力していくという立場でいます。

1点だけ、ご質問させてください。今、学童クラブとわくわくの事業者が違うという学校はあるのですか。

【事務局】

二つの事業、放課後子ども教室と学童クラブ、ともに行っていますが、事業者がそれぞれ同じ学校の中で別々といったものはございません。ただ、形態といたしましては、まず放課後子ども教室のほうは、委員ご承知のとおり、全部で9校ございます。その9校については、地域の皆様方に支えていただいている。ほかは委託ということです。その広場、委託を行っているところでは、学童とセットで、今契約していますので、事業者が異なっているという状況はありません。

【委員】

分かりました。かつては、別々の業者がやっている時代がありましたので、そこはクリアしていかないと。もうクリアできたのでよかったですと思います。

これからも先ほど申し上げたように、大変困難な事業だというのは承知をしていますので、行政とご相談しながら、推進をしていこうと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

【会長】

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。
どうぞ。

【委員】

2点お伺いしたいのですが、まず一つ目が資料5の別紙1にもあるとおり、一般登録のわくわく広場のほうが、私立小学校等の児童も対象になっているのですが、私ごとで申し訳ないのですが、うちの娘も私立に通いながらわくわくを利用したいと思っていますのですが、毎月12月、毎月予定表がホームページに載るのですが、今月ずっと11月のままでどうしたのかなと思って、ずっと見ていたら17日とか後半になってから12月の予定表が、12月のお便りというのが更新されて、それでやっとこの12月はどういうことをするのかとか、スケジュールが分かったのです。それで、冬休みの期間も公立の小学校と違うので、何時からわくわく広場を利用していいのかということを電話で問い合わせたところ、「分かりません」とおっしゃられて、何か学校のほうから1週間ごとにしかスケジュールをいただいているので、冬休みのことは分からないというお答えをいただいたりとかして、私立小学校の児童は同じ区民だけど、わくわく広場には参加しにくいのかなと思いました。

あと、もう1点、趣旨とずれてしまうかもしれないのですが、放課後に小学生とかが安全に、安心して利用できる場として、こういったわくわくに参加できない、小学校にいたくないなという居場所がない子とかはどうするのかというのが疑問で、というのも児童館のほう子どもセンターに変わってしまっていて、小学生が利用しにくいという現状があって、私の近所が神谷子どもセンターに変わったのですが、小学生が利用できるスペースが、

手洗いの水道の横に小さな机があるだけという感じで、その机も未就学児向けのすごく低いテーブルと椅子で、そのテーブルと椅子を使って宿題とかは、体を折り畳まないといけないというぐらい小さいようなところで、とてもじゃないけど小学生は利用できないなどと思って、歩いてもうちょっとかかるのですが、東十条のほうにある児童館を利用したら、もうちょっと近い児童館を使ってほしいと、行くたびに言われてしまって。なので、ではどうすればいいのだろうというところがあったので、小学校にも、ご家庭にも居場所がない子が、安全にいられる場所というのは、放課後あるのでしょうか。

よろしく申し上げます。

【事務局】

順番に、まず1点目のところですが、わくわく広場、私立のお子様も対象としているところですが、ただやはり学校を通じてお便りだとかというのは、配られるのが遅くなったりだとか。ただ、来月の予定だとかというのは、実際には前の月の終わり辺りには、ほぼほぼ固まって配っているようなところですので、多分、ホームページの更新だとかは、これはあってはならないことなのかもしれないですが、遅れていただけなのかなと思っています。そういった情報の更新というのは、大事な部分ですので。改めて私のほうから、各課長が一堂に会する会議も毎月やっていますので、そういった中で、なるべく適宜更新を努めるようにといった形で、話していきたいなと思っています。

また基本的なところで、例えば、長期休業の、先ほど時間が何時からですか、分かりませんという、そのような対応があったということですが、分からないで終わらせていいものでもないと思っていますので、お問合せいただいたところはきちんと調べて、後ほどまた回答するだとか、必要な対応が取れたのではないかなと私、今のお話を聞いて思いましたので、そういった接遇というか、対応のところも、少し内部で話し合ってみようと思っています。大変申し訳ございませんでした。

それから、2点目ですが、放課後子ども総合プランの事業が、基本的には学校の中でやっているところですが、やはりそこになかなかなじみませんとか、また、特に私立ですと、なかなかそこに入っていけないだとかというのも、お子さんの中には実際にあることだろうなと思っています。

それに対しまして、居場所といったところでは、児童館、それから子どもセンター、これはやはり地域に20か所、それぞれで用意しているところとして、児童館、それから子どもセンターと名称は違いますが、両者とも共通して0歳から18歳までの児童福祉施設、この性格は変わっていません。子どもセンターだから小学生が行ったら駄目だということは決してないということです。

ただ、お話の中で、またほかのご意見だとかも聞くのですが、現場に行ったら小学生が、テーブルのも例に取ってお話しいただきましたが、なかなかそういった環境が、全て子どもセンターが移行したときに、小学校のほうに持っていった部分もあって、どうしてもなかなか少ない。充実していない。また、乳幼児が活動している中で、では、小学生のスペースがどれくらいか。なかなか現場の状況ですとか、日によって混み具合だとかというのも正直異なるところなんですけど、少なくとも来た小学生の方を追い返すようなことは決してないように。また、来ていただいたのなら、それなりに楽しんで時間を過ごしてもら

ように、そこを努めていかなきゃいけないなと思っていますので、なかなか現場もいろいろ制度が変わってくる中で、ばらけている部分もあるのかなと感じていますので、そこは子どもたち目線で、子どもたちが優先で考えていけるような形で、今回いろいろ見直しを図ってまいりたいと思っています。

ご意見、ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。

どうぞ。

【委員】

学童クラブと放課後子ども教室のさらなる一体運営ということですが、先ほどもお話あったのですが、子ども教室のほうは、直営で地域の人がやっているという学校も多くあって、学童のほうはもちろん、民間委託ということで一体になっている学校もあると思うのですが、さっきの委員の業者が別々というわけではないのですが、やはり地域が見ている子ども教室と、民間の業者が見ている学童という、それを今後一体としてというのは、運営のほうも今後、やはり直営がなくなっていくって、業者が全部見ていくという方向でいくということでしょうか。

【事務局】

ご質問いただいたところ、広場のほうが、放課後子ども教室のほうが9校で地域の方々に支えていただいている。また、組合せとなる学童では、区の職員の組合せですとか、西ヶ原小学校のように学童の部分だけ事業者委託という形で、それぞれ異なる方たち、バックボーンが異なる中で、今回一体的にという形で進めていく。当然、その難しさというのはあると思います。

ただ、その中で、私たちが考えなければいけないのは、例えばの話ですが、学童の子が広場のほうに参加できないというのではなくて、おやつのあるなしですとか、いろいろ制度が違うので、完全にというのは難しいですが、子どもたちが、さらにいろんな活動ができるようなところで、できるところから一緒に活動できる学童の子も広場に参加できる、逆もしかり、こういうふうに進めていきたいところです。

それと、これを進めるからといって、地域の皆様方に支えていただいている広場のところを委託化するのかということは、決してございません。私ども平成24年度から順次進めていく中で、やはりこの事業、地域の子どもは地域で育てる。また、子どもたちを通じて地域の力を高める。そういった地域の皆様とともに、この事業を進めてまいりたいという理念で、これまで進めてまいりました。ですので、これは23区の中で北区が誇れる部分かなと思っています。こういった形で、引き続き地域の皆様方と一緒に進めてまいりたい。現状、地域の皆様方に支えていただいているのも、変わらずのご支援いただきたいと思います。

【会長】

ご説明ありがとうございました。

それでは、よろしいでしょうか。次に行かせていただきます。

(7)です。令和5年4月期における区内保育施設の受け入れ可能数の変更等について。それから(8)です。区立保育園における医療的ケア児受け入れについて、この2件について、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

では、まず、区内保育施設の受け入れ可能数の変更等について説明します。

説明の前に1点、先ほど高校生医療の話を見せていただいた際に、私たしか、新しい医療証が12月に発送したみたいな言い方をしていたと思うのですが、12月に発送したのは、医療証の申請書を発送したので、これからその申請書を受け付けて、新たな医療証自体は3月に発送するというので、すみません。訂正をさせてください。

では、こちらの保育園の話に入ります。

保育園については、おかげさまで、待機児童はおおむね解消したことですとか、あと逆に、今現在は施設の空きといったような状況、空きが増加しており、それが大きな課題となっているところもあります。令和5年4月期に向けては、若干定員を絞り込むような、そういった見直しを幾つか行っていくことにしましたので、それをご報告します。

まず、つぼみ保育園の話です。つぼみ保育園は区立保育園の中で、保育園の待機児童というのは、どうしても低年齢児に集中することがありますので、低年齢児の受入れに特化した園を整備したのですが、豊島つぼみ保育園というのは、区立豊川小学校の裏にかつて、とよかわ幼稚園という区立幼稚園がありまして、そちらの休園に伴いまして、そこを改修して整備した園なのですが、豊島地区、かなり保育園の数も多くありまして、やはり低年齢児のみの受入れですと利用者も少ないといったことがありまして、次年度いっぱい2歳児のみの受入れを行った上で、その翌年は閉園とするような取扱いを決めたということです。

音無つぼみ保育園なのですが、こちらは滝野川分庁舎、我々教育委員会の事務所があるんですが、かつて中学校だったところを、区役所の庁舎にしたわけですが、その庭に保育園をつくりまして、待機児解消をいろいろ進めてきたところなのですが、こちらについても空きが多い状況から、若干定員を絞り込むといったような取扱いをするものです。

次のページに進みます。

基本お示しのとおり、幾つかの民営園でも定員の受入可能数の絞り込みを行うといったことです。特にテーオーシー保育園ですとか、L I F E S C H O O L 桐ヶ丘こどものもり、赤羽西地区におきましては、かなり今、保育園の空きが多いような状況でして、大分大幅に定員の見直し、受入可能数の見直しを行うということです。

(3)ですが、次の報告事項で詳しく説明しますが、清水坂つぼみ保育園という低年齢児の受入れに特化した園を整備したのですが、医療的ケア児といいまして、医療的な様々、たん吸引ですとか、様々なそういったケアが必要な児童の受入れというのが、法的にも義務づけられまして、清水坂つぼみ保育園は近年、整備されたということもありまして、場所ですとかそういった観点から、施設的な面からも、そういった医療的ケア児を受け入れるには非常に適した施設だと考えまして、その医療的ケア児を受け入れるに当たって、そ

の子たちが5歳まで、3歳でおしまいというわけにはいかないので、5歳までの保育を保障するという観点から、定員の見直しも併せて行うということです。ただ、3、4、5歳、区内全般で施設の空きが生じている状況でありますので、3ページになります。様々な区立、区の直営園のほうで、3、4、5歳のほうの受入れをセーブするような形で、清水坂の増の分、より民営施設等の空きが多く生じないような配慮をしていきたいなといったようなところではあります。

今現在、区のほうでは、保育園の一次利用ということで、受付を行っています。

私からは以上です。続けて、事務局から説明があります。

【事務局】

それでは、私のほうから右肩資料8とあります区立保育園における医療的ケア児の受け入れについて、こちらの資料でご説明します。

1の要旨です。令和5年度から区立清水坂つぼみ保育園において、医療的ケア児の受入れを開始いたします。また、受入れに伴いまして、同園を就学前までの保育園とするものです。

恐れ入ります。おめくりをいただいて、裏面になります。裏面の下のところ、米印のところ。医療的ケア児とはと書いてあります。日常生活及び社会生活を営む上に、恒常的に医療的ケア、人工呼吸器による呼吸管理であるとか、たん吸引、そういった医療的なケア行為を受けることが不可欠である児童のことを言います。そういった方たちの受入れに伴って、今事務局からもご説明しましたこの資料の中ほど、参考とありますが、定員をこういった形に変更して、こういった児童を受入れて対応していきたいというものです。

恐れ入ります。表面にお戻りいただきまして、2の現況というところではあります。

先ほどもご説明させていただきました令和3年9月の施行の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行、これに伴いまして、地方公共団体がそういったケアが必要な子どもたちを、適切な措置を受けられるような具体的な措置を講ずることが、地方公共団体の責務となりました。

これを受けて、今年度から、区立直営保育園において、入園後、何らかの事情で医療的ケアが必要になった児童については、民間事業者の看護師を派遣して、実際にケアを行って引き続き登園していただいているというケースがありますが、なかなか実際、処置スペースであるとか、そういったもろもろの課題がありました。そういったことから、今回、ご説明しています清水坂つぼみ保育園を5歳児園までにして、設備の面でも一定程度充実しているこの園で、新たに令和5年から医療的なケア児を受入れたいというものです。

3の内容ですが、(1)実施予定園は清水坂つぼみ保育園、受入児童数は2名以内で、対象となる児童は、集団保育が可能な3歳児クラスから5歳児クラスの児童、そして実際に行います医療的ケアの内容としては、経管栄養、たん吸引、そして実際ケアに当たるのは、職員体制というところですが、区の看護師を配置して、対応を行うところではあります。

先日、令和5年4月期の入所申請の受付を締め切ったところですが、その中でこの対象となる園児の方、1名の方の申請が出ているという状況ですので、今申し上げた2名の定員の中で、申込みがされているという状況です。

恐れ入ります。裏面にお進みいただきまして、4の今後の予定です。

令和5年4月から、園名を清水坂保育園に変更しまして、実際に医療的ケアを開始してまいります。

5のその他のところです。

次年度以降は、今後、令和5年度の年度途中からも、そういったニーズがあれば、申請をいただいて、入園いただくということもありますので、今後どういうふうに2名の枠が埋まっていくか。また、それ以上のニーズが出てくるかというのは、今後の状況にもよりますので、そういった保育のニーズを受け止めて、今後引き続き、医療的ケアが行える園がどれくらい必要かということは、引き続き検討していきたいと書かせていただきました。簡単ではありますが、私からの説明は以上です。

【会長】

ご説明、ありがとうございます。それでは、ご質問等ありましたらお願いいたします。どうぞ。

【委員】

待機児童がおおむね解消というところで、私立保育園のほうでも、お示しのとおり定員の変更という運びになっているのですが、やはり2、3年前から待機児童が解消された後には、施設の空きが生じるということで、予想をというか、推測をされてきたのですが、このたび、定員の変更というところで、かなり区のほうも制度として、仕組みをつくっていただきましたので、今後、定員が割れてきた、空きが多くなってきた状況では、まだ、今日お示しされた保育園以外でも、定員の変更がスムーズにというか、速やかになってきているなと感じています。

ただ、0歳児の空きに、4月期の空きについては、私たち私立保育園としては、決して悪いことではないと思っております。4月に合わせた形で出産というのが計画的にできるわけではありませんので、また途中で4月では何人か空いていて、途中で入れる定員があるということは、保護者にとっても利用しやすい保育園であると思っておりますので、その点、全般で空いた部分については、何らかの補填をして、途中でも保護者が保育園に入りやすい形の設定ということで、今後も考えていただければなと思っております。

【事務局】

ご意見、ありがとうございます。私立保育園の0歳児に定員割れが生じているという状況は今年度特に、コロナ禍もあって顕著になったところなのですが、今、ご説明いただいたとおり、4月の時点から定員に空きがあるということ自体は、決して悪いことではないという認識は私たちも持っています。ただ一方で、0歳児を受け入れるということは、公定価格、国から支払われる委託料の金額の設定なども、ほかの歳児に比べて高かったりですとか、園の安定的な運営に資する部分というのが、影響としては大きいものがあるとも認識してございまして、一定程度そこに空きがあり続けるということは、また園のほうの運営にも厳しい面があるかと思っております。そういったことから、我々、北区側としても、0歳児の定員割れに関しては、今後どういう形で私立の保育園を支援できるかということ、補助金の面からも今検討しているところですので、もうしばらくお時間をいただいて、

今後、北区としてできる対応をしていきたいと考えています。

【委員】

ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】

私も0歳児の受入れというところに少し思うところがありまして、やはり子どもを産む世代として、4月に生まれてよかったねとか、7月までに生まれてよかったねというのは、やはり正直な意見としてあるのです。それはやはり、0歳児のクラスに入れる年齢が7月生まれまでとか、そういうのがあるのです。なので、やはり子どもを産む世代としては、どの月に生まれてもしっかりと保育園に入りたいというふうに思うのです。4月、3月生まれだったら残念だね、みたいな。そういうことをやはり、会話としてあるのです。正直。なので、そういうことがないように、0歳児、いつ生まれてもしっかり保育園に入れるような体制があると、子どもを産む世代としては、ありがたいなと思います。もちろん制度上とか、財務上で難しい、厳しい状況があるというのは、理解はするのですが、子どもを増やしていきたいという国の思いといいますか、自治体の思いというのはあると思いますし、我々子どもを産む世代も、今のこの人口減少を間近にといいいますか、じかに見ていて、それを解決するのは我々の世代だなどという責務もあるので、何かそういう我々、子どもを産む側とそれを受け入れる体制をつくる側というのが、もう少し歩み寄って行けたらいいなというのはすごく思います。

【事務局】

歩み寄っていったらというのは、本当にそのとおりで、ありがとうございます。そういったことで、保護者様も大多数の意見がそうなのかなと受け止めました。ただ、若干、いろいろ施設側も、例えば、では、2月までずっと0歳の枠が空いていたというと、それで3月に入れて、希望するところで入れたという体制というのも、非常に理想的ではあるのですが、運営する側としてはやはり2月まで埋まらなかったのだという思いは、区でも、民間さんでも、どうしても出てしまうところがあるのです。そういったところがまた、いろいろ課題になっているところもあるので、いろいろ意見交換しながら、本当にどういった対応ができるのか、いいものができるのかということについては、引き続き考えさせてください。ありがとうございました。

【会長】

ありがとうございました。ほかに、よろしいでしょうか。

どうぞ。

【委員】

清水坂つばみ保育園さん医療的ケア児さんの受入れの話について、この前は北区小児科医会でその話をしていたのですが。今のところは医療的ケア児の方は、いろんな医療的なものに関しては主治医の先生からのご指示が出て、そこに専門の看護師さんがつくことで、していただく。どちらかという、その場所の一部で、変な話し、そこだけまだ分離している感じになるだろうと思うのです。なかなか保育士さんとかそういうのが、園の先生とかは、医療的なものに関しては、やはりなかなか、今はまだ携えられないというか。そうすると、なかなか本来の交流というか、同じ園の中において、いろんなことが一緒にできるようになるというのは多分、目的なのでしょうが、まだ変な話し、お客さん扱いではないですが、ただ場所のほうにいただけになってしまう可能性があるかと思うのです。

ただ、今度逆にもっと進んでいって、交流が増えたり、いろんなことができるようになると、保育士の皆さんほか、ほかの方が何かしら関わることによって、これをしなければいけないとか、こういうことも覚えておかなければいけないとか、いろいろ出てきたりとか、実際にトラブルも出てくるかと思うのです。できればこれから、それがどうなっていくのかというのを、ぜひともいろいろフィードバックしていただいて、今、園にいる先生、園医の先生のほうにはもう話が伝わって、もう了解は取れてというのはもちろん聞いているのですが、ほかの園で園医をやっている小児科のメンバーも、今後どうなっていくのかなというのは情報として知りたい部分もあるので、ぜひともこれからの1年間、どういうことが必要で、園医としてどういうふうに見ていくのか。また、もともと患者さんには、園児に関しては、かかりつけの先生からいろいろ指示があるとは思いますが、園医はそこにどう関わっていったほうがいいのかというのも今後、考えていかなければいけない部分だと思います。今はまだ、全然、関わらないような状態になっているので、そこは、考えるためには情報がどうしても必要なもので、ぜひとも情報を流していただけると、今後お願いいたします。

【事務局】

今、委員からご意見いただきました、実際に、児童の受入れに当たって、例えば令和5年の4月期の時点においては、ある意味ケアの度合いと言うのでしょうか。そういったことも、現在受入れをしていると説明しましたが、そういう子たちよりは重い方なのかなと思っていまして、そういう園児を受け入れるに当たっては、先生が今お話になったような、実際の集団保育と分離してしまうようなことになっては、その子どもの育ちの面では、せっかく保育園に行っているのに、望ましい形とはまだ言えないと確かに思っています。

そういう意味では、今後、受け入れて、その子の状況とかを理解した上で、だんだんと集団に入れていくような、健常の子どもたちにとってもそういう子どもと一緒に生活することが、インクルーシブ教育みたいな面からも必要なことだろうと思いますので、それは我々、保育園を運営する側の責任として、だんだん、集団保育に入れていくということには努めていきたいと思っています。

そして、今いただいたご意見の中に、お子さんの主治医の方のご意見を、最初の頃は十分に我々確認をした上で、ケアを行っていくわけですが、その中で園医とどう関わっていくのかということはまさに、今後の課題であろうかと思っています。そのためには、まず、

委員からも今、ご指摘をいただきました、その園児の対応の情報、あと、今後受入れに当たっての取組、そんなことをこういった機会を通じてフィードバックをしていく。医師会の皆様にもフィードバックをしていくことで、園医がこういった形で関わっていけるかということ、今後探っていきたいと思っています。

今後ともご協力、よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして（9）に行きたいと思います。区立幼稚園の再編と認定こども園への移行について、よろしくお願いします。

【事務局】

私からは区立幼稚園の再編と認定こども園への移行について、ご報告をします。

恐れ入りますが、資料9をご覧ください。

区立じゅうじょうなかはら幼稚園とうめのき幼稚園を統合再編し、令和7年4月に、うめのき幼稚園の場所で新たな認定こども園を開設するため、ご報告をさせていただくものです。

2の現況です。

令和2年度に教育委員会で取りまとめた、東京都北区立認定こども園検討委員会報告書におきましては、うめのき幼稚園の場所で新たな認定こども園を開設するといった方針を定めまして、また、経営改革プランに掲げます区立幼稚園の再編、こういったことも視野に詳細の検討を進めてきたところです。

一方で、教育委員会では、これまで毎年、新入園児の募集方針を定めまして、一学級10名以下の場合には学級編制を行わないこととし、また学級編制を行った場合でも、実際の入園児数が10名以下となった場合には、翌年度の園児募集を行わないことといたしまして、基準を下回った区立幼稚園を休園としてまいりました。

しかしながら、令和4年5月時点の4歳児園児数は、じゅうじょうなかはら幼稚園とうめのき幼稚園がこの基準を下回っている状況となっていました。

園児数の一覧のほう、ホチキス留め2枚目の別紙にお示しをしています。ご覧いただければと存じます。

現在、区が運営しています幼稚園3園、こども園1園のうち、上から一つ目、じゅうじょうなかはら幼稚園と二つ目うめのき幼稚園について、4歳児の欄の左から2列目、こちら昨年10月の応募者数の時点では基準を上回る11名と12名の応募がありまして、今年度の学級編制を行いました。その右の列入園者数では、じゅうじょうなかはら幼稚園が10名、うめのき幼稚園が9名となっていました。

恐れ入ります。資料のほう、1ページお戻りください。

これまでの募集方針に照らしますと、園児数が基準を下回ったこのじゅうじょうなかはらとうめのきの2園については、来年度の園児募集を行えず、休園となるといったところだったのですが、こういった状況と、先ほど申し上げた認定こども園への移行の方針、区立幼稚園の再編といった方向性を踏まえた上で、検討、調整を行った結果、次の項番3に

記載のとおり、今後の方針を決定したものです。

冒頭申し上げましたとおり、じゅうじょうなかはらとうめのきの両幼稚園を統合再編して、令和7年4月に、新たな認定こども園を開設するに当たりましては、令和2年度検討委員会報告書で取りまとめました方針に基づき、新たな認定こども園の類型は「幼稚園型」といたしまして、歳児構成は4歳児及び5歳児。定員はこちらお示しのような定員を目安といたしまして、今後の周辺の保育ニーズや施設規模を勘案して決定してまいります。

認定こども園の移行に当たっては、現在のうめのき幼稚園の園舎に必要な保育室の増設、あるいは調理室の整備、こういったものを行うために先の区議会第3回定例会のほうで補正予算を計上しまして、今年度から来年度にかけて園舎増築の実施設計を行ってまいります。

また、うめのき幼稚園の敷地、こちら梅ノ木遺跡の区域に該当いたしますので、埋蔵文化財の調査や地盤調査についても本年度中の実施を予定しています。

続いて裏面、資料2ページのほうをお願いいたします。

今後の認定こども園への移行を見据えた対応といたしまして、じゅうじょうなかはらとうめのきのこの2園は、移行までは現行の幼稚園運営を継続するために、令和4年度園児募集方針の定めにかかわらず、令和5年度は両園ともに園児募集及び学級編制を行うこととしました。ただし、じゅうじょうなかはら幼稚園については、令和6年度の4歳児で入園した場合、この園児が7年の統合再編の際に5歳児で転園することとなってしまいますので、そのような転園は園児や保護者の負担が大きいことを考慮いたしまして、あらかじめ令和6年度の園児募集は行わず、6年度はじゅうじょうなかはらのほうは5歳児の単学級で運営することといたします。

4のこれまでの経過はお示しのとおりですが、今後の予定といたしましては、令和5年度後半から6年度にかけての2か年で園舎増築工事を実施する予定です。施設の詳細や工事方法などは、設計の中で検討してまいります。現時点では工事期間中の園児の移転は行わずに、安全対策を行って工事を実施することを想定しています。

増築工事完了後、令和7年4月に、新たな認定こども園を開設する予定です。園名なども含めまして、新たなこども園の詳細、今後、園の関係者や地域のご意見を伺いながら検討してまいります。

【会長】

ありがとうございました。ただいまのご説明に対して、ご質問等がありますでしょうか。どうぞ。

【委員】

4歳児のところで見ると、定員33名、応募11名、充足率30%とあるのですが、今、幼稚園はここまで定員割れしているものなののでしょうか。それとも、区立だからなのか、私立だったら違うのか、2年保育だからなのかとか、状況が分からないので教えてください。

【事務局】

この園児の充足率の状況ですが、区立のほう、ここ数年ずっと十数名で推移をしてきたところですが、平成20年度頃までは、幼稚園は定員を上回る応募があったりもしたのですが、20年度後半ぐらいからは、20人を切りまして、10人代で推移をしているといったところですが、また、私立幼稚園などの状況ですが、今年度の状況、私立幼稚園のほうも定員より大分割れているといった状況も聞いていまして、あと、先ほどご指摘がございました4歳児、5歳児が対象といった原因があるのではといったところですが、やはり様々、少子化もですし、保護者の就労の状況なども変わってきていますので、ニーズの変化といった部分もあろうかと思えます。

状況といたしましては、以上です。

【事務局】

では、私立のほうの状況を若干。

区立の確かに、私立幼稚園のほうも、若干、少子化に伴いまして、募集人員に達しない状況は確かにあるはありますが、募集に対して30%とか、そこまでの状況というのはなかなかないのかなと。やはり、私立については、預かり保育が充実していたりとか、送迎があったりとか、区立というのはずとお弁当ですが、私立は給食があったりとか、夏季保育があったりとか、そういったことで、保護者の多様なニーズには対応できるといった点もあって、やはり私立のほうが選択される傾向にあるのかなと考えております。

【委員】

今、事務局のほうからもお話がありましたが、私立幼稚園も東京都全体、いわゆるコロナがありました3年前から比べると、ほぼほぼ10%前後ずつは、都内全域の幼稚園は落ちています。これはどういう政策か分かりませんが、どの区もやはり保育園さんはいっぱいつくって、そして幼稚園のほうはいいかなという雰囲気があったのもたしかですし、少子化というのは本当にここまで、今は大きく響いているというのが実際問題です。ですので、先ほど委員の方からお話がありましたように、現職の本当に子育てできる環境を、我々が本当にこの子ども・子育て会議の中でどういった環境を整えれば、皆様がお子さんをちゃんと守って、そして子どもの将来にわたって、そういったものが維持できるのかということが、本当に大切な時期に、今から考えても遅いかもしれませんが、本当に真剣に考えないと、このままだと本当に日本という国がこれでいいのかということも、皆様の頭の片隅に少しだけ入れておいていただくと大変ありがたいなと思っていますので、最初の入り口が保育園、幼稚園で、これが小学校に行き、中学校に行き、高校に行き、大学に行って社会人になりますので、皆様もよろしくお願いします。

【委員】

ありがとうございました。充足率を見て驚いたというのが正直なところですが、今委員がおっしゃったように、私個人としては子どもがたくさんいる日本のほうが良いと思っています。ちょうど新しい計画を立てようとしている時期なので、今いる子どもの対策も必要ですが、子どもを増やす計画というのでも必要なのではないかと考えています。

【事務局】

ご意見、ありがとうございます。委員もおっしゃったところですが、区といたしましては、今後は、認定こども園へ移行していくという中で、学校教育と保育を一体で提供するというので、こういったところのニーズは高いのかなと思っています。今回、4歳児と5歳児を対象とした認定こども園、新たに開設いたしまして、多様なサービスを提供して行くことで、就労していない保護者の方の選択の幅も広がるのかなと思っています。そのために、これまで区立幼稚園のほうで培ってまいりました幼児教育のノウハウ、こういったものを将来まで受け継いで発展させていくとともに、私立幼稚園とも連携をさせていただきながら、北区の就学前教育の充実といったものを図ってまいりたいと考えています。

ご意見、ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

それでお伺いしたいと思いますが、既にもう8時半を過ぎています。ただ、これから大事なものがありますので、いかがでしょうか。時間を少し延長してもよろしいでしょうか。会場は、最大でも9時までですか。

【事務局】

10時までに会場を退出するというのが規則ですが、ただ10時は本当に遅いので、何とか9時。

【会長】

そうですね。分かりました。

それでは、委員の皆様よろしいでしょうか。少し延長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次が(10)は、(仮称)北区子ども条例、子どもたちの意見聴取について、ということよろしいですか。それから、引き続き(11)ではなくて、(12)のほうに行きたいと思うのですが、事務局のほうで、ご説明をしていただけますでしょうか。

【事務局】

まず、審議の順番についてなのですが、傍聴の方もいらっしゃっていて大変恐縮なのですが、(12)の資料、非常にデリケートな内容となっています。意見聴取ということでは、(10)(12)関連があるものですので、続ける形で取り扱って、その後、条例の骨子といったようなことで、再度非公開の状態から公開に戻すといったような取扱いで、傍聴の方には大変恐縮なのですが、一旦ご退出いただいて、そういったような流れで進行というようなことを考えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長より先に、非公開の取扱いなど私のほうで言ってしまい恐縮です。このような流れで、では資料の方の説明に入りたいと思います。

では、資料の10-1です。まず、北区子ども条例の制定に関する子どもたちからの意見聴取の取り組みについてです。ローマ数字でⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳといった四つの構成になっ

ています。

まずⅠの中学生モニター会議の内容については、前回の報告のとおりですので、説明は割愛いたします。前回の会議の中で、この中学生モニターはかなり限定されたメンバーからの意見聴取で、不十分ではといったような意見をいただきまして、このたび、中学生モニター会議の記録の配布を機会と捉えまして、全区立中学校の生徒さんに対しまして、どうしたら子どもの権利が保障されるのか、子ども条例に期待することといったテーマで意見募集を行うこととし、現在意見募集中としています。集計がまとまりましたら、次回などでも報告します。

4ページお進みいただけますでしょうか。4ページ、ローマ数字のⅡところです。

小学生と区政を話し合う会ということで、こちらは小学生を対象に、毎年行っているものでして、子ども条例の制定について、今回はテーマに取り上げていただき、話し合いを行いました。

北区はどんな区になってほしいか、それを実現するためには区は何をしたらいいかといったテーマについて話し合い、発表を行っていただきました。

参加者6年生45名が八つのグループに分かれて、基本班ごとに記載のとおり意見を発表いただいたわけですが、7ページにお進みいただけますでしょうか。7ページの中段ですが、各班からの意見の集約といったことで、8班あつて様々なご意見いただきましたので、若干、共通する部分というか、子どもたちこんなことを思っているのかなということ、区で集計しました。子どもの意見を尊重する、子どもが自由に好きなことができる、安心、安全、平等、様々な人との交流促進、いじめの撲滅、個々の児童・生徒に合った学校づくりといった意見が主だったと捉えています。

こちらの小学生ですが、間もなくこの回の議事録が完成する予定となっておりまして、この配布の機会を捉えて、恐らく年明けになってしまうと思うのですが、なるべく早い時期に上の学年に限定されることにはなるとは思います、中学生同様、全児童さん向けに意見募集を行いたいと考えています。

ローマ数字Ⅲの高校生モニターです。こちら1日限りで子どもが権利を守られ、安心して健やかに成長するために北区に期待すること、北区でつくる子ども条例について考えようといったテーマで、17歳の区内にある高校に通う生徒さんが四つのグループに分かれて話を行っていただきました。

高校生モニターの意見ですが、総じて生徒個々の性格や希望等に合わせた学びの環境を整備してほしいといった意見が多かったと捉えています。

最後のページにお進みいただけますでしょうか。10ページです。

中学生モニター会議で、自分が自分らしく生きるためといった視点からLGBTQ+の方が生活しやすい環境づくりというのを提案いただいたことがあり、区内にお住まいのLGBTQ+の方から意見募集を行う機会を設けることができまして、その際、(仮称)北区子ども条例制定に関連して、LGBTQ+の子どもたちにとって必要な取組、配慮についてのご意見をいただきました。

意見についてはお示しのとおりですが、SOGIEといった言葉がありますが、LGBTQ+というのはどんな人であるのかを表すのに対して、SOGIEというのは、性の要素そのものを表しているという違いがありまして、性の多様性を認め合うことにおいて、

重要な概念といったようなことで用いられる言葉です。

では、まず、この資料については、ここで説明を終わらせて、次の資料に進みたいと思いますが、取扱いについて会長からお願いいたします。

【会長】

それでは、先ほど事務局からもお話がありました、次の（１２）に行くに当たりまして、これは「北区子ども条例、子ども食堂における意見聴取について」なのですが、非公開とさせていただきます。子ども・子育て会議条例第１０条では、会長が必要と認める場合には、会議を非公開とすることができるとなっています。先ほどもお話がありましたように、デリケートな内容を含むということで、非公開とします。大変恐縮ですが、傍聴人の方は一時ご退席をお願いできますでしょうか。

（傍聴人 退席）

【会長】

それでは、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

<非公開資料の報告・質疑応答>

【会長】

それでは、意見聴取については、これで終わりますので、（１１）に戻りたいと思います。「（仮称）北区子ども条例を構成する項目（案）」というところに入りますので、傍聴人の方は、恐れ入りますが入室をお願いいたします。

（傍聴人 入室）

【会長】

傍聴人の方は、皆さん戻られましたでしょうか。傍聴人の方々にはお手数をおかけして申し訳ありませんでした。ありがとうございました。

それでは、事務局のご説明をお願いいたします。

【事務局】

では、資料１０－２です。北区子ども条例を構成する項目（案）についてです。

これまで皆様には、条例の主役である子どもたちの意見聴取の取組等について、ご意見をいただいていたところですが、次年度中に策定を行うといったスケジュールの関係から徐々に条文の体裁を整えていきたいと、考えているところです。子ども条例の内容については、これまで子どもの権利の相談及び救済に関する事項について規定することとか、子どもの権利条約がうたう四つの子どもの権利の保障。そういったことはもれなく規定することといったような意見をいただいています。

資料を１枚おめくりいただいて、参考と記されている資料に、先行自治体で子ども条例

に規定している項目をお示ししているわけですが、そういったことを踏まえまして、今回初めて、(仮称)北区子ども条例に規定する項目案をお示ししました。本当に骨の骨と言いますか、まだ全然肉がついてないような、そういった本当に項目だけです。今後、肉をつけていくに当たって、いきなり肉がついたものをお示しするのも、あまりにも事務局主導で進めているといった印象を持たれてしまわれるのかなといったことから、今回、まずは、基本的な項目のみ示して、引き続き進めていく子どもたちの意見聴取と並行して、徐々に内容を肉づけしたものをこの会議にお示しし、ご意見をいただきながら検討を進めていきたいと思えます。

本日は、項目1として、条例を構成する項目、そして裏面の2では、各項目について簡単な説明を記載しています。本日の議論のみだけでなく、意見書等でもご意見等をお寄せいただきたいと思えます。

また、資料がいたりきたりして恐縮ですが、先ほどお示しさせていただいた資料12意見書をご覧いただければと思えます。最後のところに、子ども条例についてなのですが、項目案について、こういった項目を盛り込んだほうがいい等、自由にご意見をいただきたいというのが一つ。

そして、事前に子ども・子育て総合計画についても、部会を設けてより委員を絞った形で、深い議論をしていくといったような話をさせていただきましたが、条例についても、そういう場があってもいいのではといった進め方を事務局では検討しています。せっかく計画のほうの策定で部会をつくるので、その部会を引き継ぐような形で、例えば、条例についてもこの分野はこちらの部会。この分野はこちらの部会。そんなことで、何か検討ができたらいいいのかなというようなことを、委員長さん、副委員長さんとも相談させていただくかもしれませんが、何かしら考えが出せればなといったことで考えています。

【会長】

ありがとうございます。では、ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見等、ありましたらお願いいたします。

【委員】

この条例の名称については、何度も言ってしつこいかもしれませんが、子どもの権利擁護という目的を明確にするために、名称に「権利」を入れたいという意見が継続して出ています。大人の都合に流されず、子どもの立場を大切にするためにも、入れたい。逆に、「権利」を入れられない理由があるとすれば、それは何なのかという質問も出ていますので、後からお答えいただきたいと思えます。

それから、今後のスケジュールなのですが、4月の端末アンケートの後、11月の条例案取りまとめまで、この間読んだ資料だと7か月空いているのですが、この間に条例の取りまとめの会議とか、いろいろ条例について検討する会議が何回か行われるのか、心配している方々がいるので、教えてください。

【事務局】

まず、その権利という言葉なのですが、子どもたちが権利といった表現を、それが悪い

理由ではないのですが、例えばより子どもたちに受入れられるものがあったとき、どちらを取ったらいいのかなというところについては、区のほうでもよく分からないので、例えば、子どもたちからの投票数で決めるのかとか、そういったことも踏まえて、どういった決め方がいいのかということは、いろいろ皆さんからご意見をいただきながら、今後かなと思っています。

中学生モニター会議でも、条例の名称については様々のご意見をいただきまして、いろんなご意見や思いがあって、それはそれで、いろいろあるのかなという思い、受け止めをしているので、そこについては、今後。権利については別に、それが全く駄目だということではないので、はっきりしないような物の言い方で大変恐縮なのですが。そういった選択の一つにはあるが、それが即決定になるかということ、それは議論が必要なのかなという受け止めでいただけるとありがたいです。

次に、検討なのですが、もちろん子ども・子育て会議ですとか、あと、できれば、子ども・子育て計画のほうの検討の中の部会の中でも、何かしら検討できるような場ができればなということを考えていますので、そういった中で徐々に肉をつけていって、皆さんに意見をいただきながら、いいものにしていけたらとそんな感じです。

【委員】

ありがとうございます。

それから、パブコメはもう12月で、これはもうもはや最終段階なので、例えば、江戸川区では素案の段階で一度パブコメを行っていたと聞いています。子育て中の保護者の方などの意見を聞く機会を、そういった場で設けてほしいという意見がありました。

それから2番の(2)言葉の定義のところなのですが、この「育ち学ぶ施設」というのは非常に限定的で、例えば中野区ですと、「育ち学ぶ施設および団体」、これは子どもが育ち、学び、活動する施設と団体まで含んでいます。例えば、先ほどもお話ししたような、スポーツ少年団体などで、暴力や暴言、不適切な指導が行われて事件になることが現にありますので、こういうところは「子どもに関わる全ての大人」と明記していただきたいと思います。

それから(3)のテーマなのですが、条文に盛り込むテーマ、先行して条例を制定した自治体の一覧表を見ると、ここに九つのテーマがあって、その中で5番のいじめ、6番の虐待、9番の子どもの貧困というのが、抜け落ちています。その理由は何でしょうか。それから、今回ここで取り上げられていないテーマというのは、今後また入れ込むことができるのかどうか、教えてください。

【事務局】

まず、確かにこの表とこれが対比していないことで言うと、先行自治体の表の項目と、条例に盛り込むテーマとがリンクしていないことで言うと、確かに読みにくい表ではあったと思うのですが、基本、いじめ、虐待、そういったことについても、重要な要素と思うので、皆さんのご意見をいただければ、別に抜く理由というのではないのかなと。基本的には、こういった言葉の中にそういったものも含まれるのかなといったようなことでの、取上げをさせていただくつもりなので、特段、敢えて落とすといった意図はないです。

もう一つ、ご意見についても、本当に骨の骨だと思っているので、今後、皆さんからこんな項目を入れたほうがいいのではないというのがあれば、それは何も妨げるものではないのかなと考えています。

【委員】

骨はすごく大事なので、やはり、いじめと虐待と貧困の防止というのは、ここから外してほしくないというところで、あえてお話ししました。

それから、よく保護者が、子どもに課した宿題、課題を終わるまで遊ばせないとか、食事を与えないとか、眠らせないとか、そういうマルトリートメント、教育虐待というふうに言いますが、そういったことは私の知っているところでもあるのですが、そういうこともあり、中野区では「学び、休み、および遊ぶこと」と表現していて、子どもが育つ上で学ぶこと以外に思い切り遊ぶとか、しっかり休むとか、そういうことがすごく大事だと思います。また、教育の観点から、子どもの権利条約の第31条、文化権というのも非常に重要な権利だとも今言われていて、これをなかなか手に入れられないお子さんがいるという現状から鑑みて、「休息、余暇、文化、芸術的生活への参加」という項目もぜひ入れていただきたいと思います。

それから、(4)子どもの権利の相談・救済に関する事項、相談救済についてあるのは非常に素晴らしいと思うのですが、相談・救済について、(仮称)子どもの権利擁護委員の方が個別に動くだけでなく、委員会も位置づけて、役割も明記して、定期的にその委員会が開かれるように、条文で保障してほしいという意見もあります。実効性のあるものとするためには、取組の推進、検証が必要ではないか。推進するための体制、例えば「子どもの権利委員会」と相談・救済機関を分けて設けるのがよいのではないか。という意見もあります。

北区と人口がほぼ同じの中野区では、子どもの権利委員会というのを設置して、これは子ども・子育て会議とは別にです。そこに10人の委員がいらっしゃるということで、非常にいい制度だと思いますので、北区でもぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

【会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【事務局】

まとめだけ。時間の関係もあるので、この後皆様から意見を総じて出していただくのは難しいかなと思っています。いただいた要望をまとめ、こんな意見があったよということで、条例ですので、区議会のほうにも情報提供していかなくてははいけません。骨子に、例えば、いじめとかそういうのを盛り込むかというのは別にして、皆さんの意見が総じてそうだったら、そういう形を取りますが、これプラス、皆さんからいただいた意見を集約したものを、今後、議会に出すと、どうしても資料として公開になりますので、それはあくまでも検討の途中ですよといったようなことを、しっかり説明した上で示していくことについては、何とぞご理解をいただければと思います。

【会長】

ほかにかがででしょうか。

私からもよろしいですか。名称についてですが、私も子どもの「権利」は必ず入れるべきだと考えています。北区が子ども条例をつくろうというのは大変よい取組であって、今まで「子育てするなら北区が一番」ということで、そのことを標榜してきたわけですね。やはり、子ども未来応援プランもそうですが、23区の中では力を入れて子ども施策に取り組んでくださっていると思います。ですから、条例をつくるのであれば、やはり北区らしい条例にさせていただきたいと思うのです。子どもの権利条約を踏まえた上で、条例ということになると思うのですが、グローバルスタンダードである子どもの権利条約は、子どもの権利保障の一つの到達線ですから、それを踏まえてやるならば、やはり子どもの権利条例でなくてははいけない。そういうことが一つ。

それから、もう一つもっと大事な点としては、最も弱い立場にある子どもたち、つまりSOSをなかなか出せない子どもたちのためには、その子どもたちの権利を保障するためには、やはり権利という言葉を使わないと駄目なのです。物がいろいろ言えるとか、自分で何か主張できるならいいのですが、そういう子どももあまり多くはないかもしれませんが、一番弱い子どもたちには、「あなたにはこういう権利があるよ。そしてあなたは大事にされるのだよ」ということを伝えて、それを私たち大人や社会が保障しなければいけない。そういう最も弱い立場の子どもに必要とされるのが権利なのです。権利というのはなかなか難しいと思うのですが、例えば、豊島区のものを見ましたら、漫画版のものを作ったり、あと、小学生向けの学習パンフレットも作っています。ですから、こういう条例をつくったら広報がすごく大事だと思うのですが、非常に困ったり、苦しんでいる子どもたちが、それは権利なんだということが分かるように伝えることも大事だと思うのです。なので、やはり、名称の中には、権利を入れるべきというか、不可欠だと個人的には思っています。

意見を言ってしまいましたが、ほかの皆さん、いかがでしょうか。

よろしいですか。すみません。時間が大分過ぎましたので、それでは、その他というところで、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

では、会議の初めにお知らせしましたが、資料11の話は、もういいですね。お帰りの際、机上に残して行ってください。よろしくをお願いいたします。

意見書ですが、曜日の都合などから、1月10日ぐらいでいいかなと思っていますので、その辺までにぜひ、様々なご意見をいただけたらと思います。

次回の子ども・子育て会議ですが、3月を予定しています。年度末のお忙しい時期になるかと思いますが、皆様、何とぞよろしくお願いいたします。

日程については、改めて周知します。

【会長】

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、長時間にわたりまして、ありがとうございます。皆様、どうぞよいお年を

お迎えください。来年もまた、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の子ども・子育て会議を終了いたします。どうもありがとうございました。